

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人福住会

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人福住会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- |            |    |
|------------|----|
| (1) 常勤の理事  | 報酬 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) 評議員    | 報酬 |

## (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事の報酬月額、別表第1の俸給表のとおりとし、各理事の報酬月額は俸給表のうちから、役職に応じ次の上限内で理事会において決定する。

- |            |     |
|------------|-----|
| (1) 理事     | 5号  |
| (2) 業務執行理事 | 10号 |
| (3) 理事長    | 12号 |
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
  - 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
  - 4 別表第2及び別表第3に定める報酬額は、源泉所得税を差し引いた額とする。

## (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月10日とする。ただし、その日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前日に繰り上げて支給する。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 常勤の理事に対する報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 常勤の理事には通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤手当表に準ずる。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年度定時評議員会議決日から施行する。

旧規程（理事会開催費用弁償金規程・役員報酬規程）は、これを廃止する。

別表第1「常勤理事俸給表」

号俸	報酬月額 (円)
1号	100,000
2号	200,000
3号	300,000
4号	400,000
5号	500,000
6号	600,000
7号	700,000
8号	800,000
9号	900,000
10号	1,000,000
11号	1,100,000
12号	1,200,000

別表第2「非常勤役員の報酬」

	日額 (円)
理事会等会議出席報酬	15,000
監事監査指導報酬	15,000

別表第3「評議員の報酬」

	日額 (円)
評議員会出席報酬	15,000